

公開用

令和5年第2回

茅ヶ崎市議会定例会議案書

令和5年6月8日提出

目 次

議案第 3 9 号	令和 5 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 3 号) -----	7
議案第 4 0 号	行政手続における特定の個人を識別す るための番号の利用等に関する法律に 基づく個人番号の利用及び特定個人情 報の提供に関する条例の一部を改正す る条例 -----	3 1
議案第 4 1 号	茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例及び茅 ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用 弁償及び期末手当に関する条例の一部 を改正する条例 -----	3 2
議案第 4 2 号	茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条 例-----	3 3
議案第 4 3 号	茅ヶ崎公園体験学習センター条例の一 部を改正する条例-----	3 6
議案第 4 4 号	茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改 正する条例-----	3 9
議案第 4 5 号	茅ヶ崎市火災予防条例の一部を改正す る条例 -----	4 0
議案第 4 6 号	公平委員会委員の選任について-----	4 3
議案第 4 7 号	公平委員会委員の選任について-----	4 6
議案第 4 8 号	農業委員会委員の任命について-----	4 8
議案第 4 9 号	農業委員会委員の任命について-----	5 1
議案第 5 0 号	農業委員会委員の任命について-----	5 3
議案第 5 1 号	農業委員会委員の任命について-----	5 5

議案第 5 2 号	農業委員会委員の任命について-----	5 7
議案第 5 3 号	農業委員会委員の任命について-----	5 9
議案第 5 4 号	農業委員会委員の任命について-----	6 1
議案第 5 5 号	農業委員会委員の任命について-----	6 3
議案第 5 6 号	農業委員会委員の任命について-----	6 5
議案第 5 7 号	農業委員会委員の任命について-----	6 7
議案第 5 8 号	農業委員会委員の任命について-----	6 9
議案第 5 9 号	農業委員会委員の任命について-----	7 1
議案第 6 0 号	農業委員会委員の任命について-----	7 3
議案第 6 1 号	農業委員会委員の任命について-----	7 5
議案第 6 2 号	監査委員の選任について-----	7 7
議案第 6 3 号	工事請負契約の締結について-----	8 0
議案第 6 4 号の 1	市道路線の認定について-----	8 3
議案第 6 4 号の 2	市道路線の認定について-----	8 6
議案第 6 4 号の 3	市道路線の認定について-----	8 9
議案第 6 4 号の 4	市道路線の認定について-----	9 2
議案第 6 4 号の 5	市道路線の認定について-----	9 5
議案第 6 4 号の 6	市道路線の認定について-----	9 8
報告第 9 号	茅ヶ崎市土地開発公社の経営状況につ いて-----	1 0 1
報告第 1 0 号	公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ 振興財団の経営状況について-----	1 0 2

報告第 1 1 号	土地信託の事務処理状況について-----	1 0 3
報告第 1 2 号	令和 4 年度茅ヶ崎市一般会計予算の繰 越明許費繰越計算書について-----	1 0 5
報告第 1 3 号	令和 4 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会 計予算の繰越計算書について-----	1 1 3
報告第 1 4 号	令和 4 年度茅ヶ崎市病院事業会計予算 の継続費繰越計算書について-----	1 1 7
報告第 1 5 号	令和 4 年度茅ヶ崎市病院事業会計予算 の繰越計算書について-----	1 2 1

令和5年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165,839千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ81,698,859千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和5年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		15,336,055	52,986	15,389,041
	2 国庫補助金	3,582,668	52,986	3,635,654
16 県支出金		6,413,531	99	6,413,630
	2 県補助金	1,655,688	99	1,655,787
19 繰入金		731,148	△4,274	726,874
	2 基金繰入金	666,084	△4,274	661,810
20 繰越金		1,003,110	85,865	1,088,975
	1 繰越金	1,003,110	85,865	1,088,975
21 諸収入		3,733,852	5,963	3,739,815
	4 受託事業収入	962,535	△1,137	961,398
	5 雑入	912,320	7,100	919,420
22 市債		3,731,800	25,200	3,757,000
	1 市債	3,731,800	25,200	3,757,000
歳 入 合 計		81,533,020	165,839	81,698,859

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		9,371,559	32,502	9,404,061
	1 総務管理費	7,404,357	32,502	7,436,859
3 民生費		36,642,465	1,507	36,643,972
	3 生活保護費	4,209,980	1,507	4,211,487
4 衛生費		9,742,352	110	9,742,462
	1 保健衛生費	5,525,842	△495	5,525,347
	2 清掃費	4,216,510	605	4,217,115
8 土木費		7,095,632	0	7,095,632
	5 住宅費	582,956	0	582,956
9 消防費		3,352,191	△5,400	3,346,791
	1 消防費	3,352,191	△5,400	3,346,791
10 教育費		6,370,211	137,120	6,507,331
	2 小学校費	1,701,415	50,166	1,751,581
	3 中学校費	1,166,723	34,397	1,201,120
	5 社会教育費	1,801,221	52,557	1,853,778
歳 出 合 計		81,533,020	165,839	81,698,859

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
茅ヶ崎公園体験学習センター指定管理料	令和5年度 ┆ 令和10年度	千円 363,528

第 3 表 地 方 債 補 正

追 加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補正前	補正後	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	限度額	限度額			
博 物 館 整 備 事 業		19,000	普通貸借又は証券発行。事業の進捗その他の都合により起債前借り又は翌年度に繰り越して借り入れることができる。	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる公的資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件により、民間等資金の場合には、その債権者との融資条件による。ただし、市財政の都合により、繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借り換えることができる。
計	3,731,800	3,757,000			

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
市 営 住 宅 整 備 事 業	151,200	157,400
計	3,731,800	3,757,000

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	15,336,055	52,986	15,389,041
16 県支出金	6,413,531	99	6,413,630
19 繰入金	731,148	△4,274	726,874
20 繰越金	1,003,110	85,865	1,088,975
21 諸収入	3,733,852	5,963	3,739,815
22 市債	3,731,800	25,200	3,757,000
歳入合計	81,533,020	165,839	81,698,859

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	9,371,559	32,502	9,404,061
3 民生費	36,642,465	1,507	36,643,972
4 衛生費	9,742,352	110	9,742,462
8 土木費	7,095,632	0	7,095,632
9 消防費	3,352,191	△5,400	3,346,791
10 教育費	6,370,211	137,120	6,507,331
歳 出 合 計	81,533,020	165,839	81,698,859

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
0	0	7,100	25,402
753	0	0	754
3,207	0	511	△3,608
△6,226	6,200	0	26
0	0	△1,032	△4,368
55,351	19,000	0	62,769
53,085	25,200	6,579	80,975

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	15,336,055	52,986	15,389,041
2 国庫補助金	3,582,668	52,986	3,635,654
2 民生費国庫補助金	1,830,154	753	1,830,907
3 衛生費国庫補助金	177,348	3,108	180,456
5 土木費国庫補助金	593,821	△6,226	587,595
6 教育費国庫補助金	295,134	55,351	350,485
16 県支出金	6,413,531	99	6,413,630
2 県補助金	1,655,688	99	1,655,787
3 衛生費県補助金	465,106	99	465,205
19 繰入金	731,148	△4,274	726,874
2 基金繰入金	666,084	△4,274	661,810
1 ふるさと基金繰入金	79,889	11	79,900
2 財政調整基金繰入金	148,199	△4,890	143,309

(単位 千円)

節		説明	明
区分	金額		
3 生活保護費補助金	753	1 生活保護適正実施推進事業費補助金	753
2 清掃費補助金	3,108	2 デジタル田園都市国家構想交付金 (デジタル実装タイプ)	3,108
5 住宅費補助金	△6,226	1 社会資本整備総合交付金	△6,226
2 小学校費補助金	25,083	6 デジタル田園都市国家構想交付金 (デジタル実装タイプ)	25,083
3 中学校費補助金	17,198	6 デジタル田園都市国家構想交付金 (デジタル実装タイプ)	17,198
4 社会教育費補助金	13,070	4 デジタル田園都市国家構想交付金 (デジタル実装タイプ)	13,070
1 保健衛生費補助金	99	1 予防接種健康被害救済費補助金 (3/4)	99
1 ふるさと基金繰入金	11	1 ふるさと基金繰入金	11
1 財政調整基金繰入金	△4,890	1 財政調整基金繰入金	△4,890

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	8 ごみ減量化・資源化基金繰入金	361,159	605	361,764
20	繰越金	1,003,110	85,865	1,088,975
	1 繰越金	1,003,110	85,865	1,088,975
	1 繰越金	1,003,110	85,865	1,088,975
21	諸収入	3,733,852	5,963	3,739,815
	4 受託事業収入	962,535	△1,137	961,398
	2 衛生費受託事業収入	307,588	△105	307,483
	5 消防費受託事業収入	628,931	△1,032	627,899
	5 雑入	912,320	7,100	919,420
	2 雑入	910,256	7,100	917,356
22	市債	3,731,800	25,200	3,757,000
	1 市債	3,731,800	25,200	3,757,000
	6 土木債	1,279,700	6,200	1,285,900
	8 教育債	674,800	19,000	693,800
	歳 入 合 計	81,533,020	165,839	81,698,859

(単位 千円)

節		金額	説明		
区分					
1	ごみ減量化・資源化基金繰入金	605	1	ごみ減量化・資源化基金繰入金	605
1	前年度繰越金	85,865	1	前年度繰越金	85,865
1	保健衛生費受託事業収入	△105	1	保健所業務受託事業収入	△105
1	消防費受託事業収入	△1,032	1	消防業務受託事業収入	△1,032
1	総務費雑入	7,100	10 15	コミュニティ助成事業助成金 地方創生アドバイザー事業助成金	6,900 200
4	住宅債	6,200	1	市営住宅整備事業債	6,200
3	社会教育債	19,000	7	博物館整備事業債	19,000

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 総務費	9,371,559	32,502	9,404,061		
1 総務管理費	7,404,357	32,502	7,436,859		
1 一般管理費	2,804,791	592	2,805,383	一般財源	592
4 財政管理費	122,187	11	122,198	一般財源	11
6 財産管理費	701,805	16,082	717,887	一般財源	16,082
7 企画費	923,052	200	923,252	そ の 他	200
12 地域活動推進費	373,965	2,997	376,962	一般財源	2,997
13 文化行政費	471,133	5,000	476,133	そ の 他	5,000
14 スポーツ振興費	1,008,620	5,720	1,014,340	一般財源	5,720
16 防災対策費	111,982	1,900	113,882	そ の 他	1,900
3 民生費	36,642,465	1,507	36,643,972		
3 生活保護費	4,209,980	1,507	4,211,487		
1 生活保護総務費	202,552	1,507	204,059	国庫支出金	753
				一般財源	754
4 衛生費	9,742,352	110	9,742,462		
1 保健衛生費	5,525,842	△495	5,525,347		
1 保健衛生総務費	3,226,050	△495	3,225,555	県支出金	99
				そ の 他	△105

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
11	需用費	592	20 一般管理経費	592
	1 消耗品費	592		
25	積立金	11	20 ふるさと基金積立金	11
13	委託料	16,082	10 庁舎維持管理経費	16,082
8	報償費	200	40 行政改革推進経費	200
19	負担金補助及び交付金	2,997	10 地域活動推進経費	2,997
13	委託料	5,000	50 市民文化会館関係経費	5,000
11	需用費	5,720	60 温水プール管理運営経費	5,720
	6 修繕料	5,720		
19	負担金補助及び交付金	1,900	20 防災対策事業費 3 自主防災組織育成事業費	1,900 1,900
13	委託料	1,507	20 生活保護総務管理経費	1,507
3	職員手当等	△627	10 職員給与費	△627
	8 特殊勤務手当	△627	40 予防接種健康被害救済事業費	132

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
				一般財源	△489
2 予防費	708,455	0	708,455	そ の 他	11
				一般財源	△11
2 清掃費	4,216,510	605	4,217,115		
1 清掃総務費	1,657,783	605	1,658,388	そ の 他	605
3 し尿処理費	294,164	0	294,164	国庫支出金	3,108
				一般財源	△3,108
8 土木費	7,095,632	0	7,095,632		
5 住宅費	582,956	0	582,956		
1 住宅管理費	582,956	0	582,956	国庫支出金	△6,226
				地 方 債	6,200
				一般財源	26
9 消防費	3,352,191	△5,400	3,346,791		
1 消防費	3,352,191	△5,400	3,346,791		
1 常備消防費	2,920,492	△5,400	2,915,092	そ の 他	△1,032
				一般財源	△4,368
10 教育費	6,370,211	137,120	6,507,331		
2 小学校費	1,701,415	50,166	1,751,581		
2 教育振興費	329,076	50,166	379,242	国庫支出金	25,083
				一般財源	25,083

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
19	負担金補助及び交付金	11	
20	扶助費	121	
13	委託料	605	20 清掃総務管理経費 605
3	職員手当等	△5,400	10 職員給与費 △5,400
	8 特殊勤務手当	△5,400	
13	委託料	50,166	50 情報機器配備運営経費 50,166

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
3 中学校費	1,166,723	34,397	1,201,120		
2 教育振興費	160,154	34,397	194,551	国庫支出金	17,198
				一般財源	17,199
5 社会教育費	1,801,221	52,557	1,853,778		
3 博物館費	173,342	25,415	198,757	地 方 債	19,000
				一般財源	6,415
6 青少年施設費	75,723	1,002	76,725	一般財源	1,002
7 図書館費	156,642	26,140	182,782	国庫支出金	13,070
				一般財源	13,070
歳 出 合 計	81,533,020	165,839	81,698,859		

教育費

(単位 千円)

節		区 分	金 額	説 明	
13	委託料		34,397	50 情報機器配備運営経費	34,397
13	委託料		27	10 博物館管理運営経費	25,415
15	工事請負費		25,388		
1	報酬		30	30 茅ヶ崎公園体験学習センター管理運営経費	1,002
9	旅費		9		
	1 費用弁償		9		
13	委託料		963		
13	委託料		23,012	10 図書館事業費 1 管理運営経費	26,140 26,140
14	使用料及び賃借料		3,128		

補正予算給与費明細書

1 特別職

区分		職員数 (人)	給与費		合計 (千円)	備考
			報酬 (千円)	計 (千円)		
補正後	その他の特別職	2,150	150,351	150,351	158,550	
	計	2,182	304,575	428,697	494,806	
補正前	その他の特別職	2,149	150,321	150,321	158,520	
	計	2,181	304,545	428,667	494,776	
比較	その他の特別職	1	30	30	30	
	計	1	30	30	30	

2 一般職

(1) 総括

区分	給与費		合計 (千円)	備考
	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	5,319,099	12,710,219	15,076,567	
補正前	5,325,126	12,716,246	15,082,594	
比較	△ 6,027	△ 6,027	△ 6,027	
職員手当の内訳	区分	特殊勤務手当 (千円)		
	補正後	23,595		
	補正前	29,622		
	比較	△ 6,027		

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	給与費		合計 (千円)	備考
	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	5,122,828	11,219,670	13,419,309	
補正前	5,128,855	11,225,697	13,425,336	
比較	△ 6,027	△ 6,027	△ 6,027	
職員手当の内訳	区分	特殊勤務手当 (千円)		
	補正後	23,595		
	補正前	29,622		
	比較	△ 6,027		

(2) 職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
職員手当	△ 6,027	制度改正に伴う増減分 △ 6,027	特殊勤務手当 △ 6,027 千円	

債務負担行為

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 出 (見 込) 額	
		期 間	金 額
茅ヶ崎公園体験学習センター指定管理料	千円 363,528		千円

に関する調書

当該年度以降の 支出予定額		左の財源内			訳
期間	金額	特定財源			一般財源
	千円	国県支出金 千円	地方債 千円	その他 千円	千円
令和5年度 ┆ 令和10年度	363,528				363,528

地 方 債 に 関 す る 調 書

(単位 千円)

区 分	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み				当該年度末 現在高見込額	
		当該年度中起債見込額				補正前	補正後
		補正前の額	補正額	繰越額	計		
1 普通債	36,021,055	3,141,800	25,200	911,600	4,078,600	36,017,968	36,954,768
(8) 公営住宅	1,174,167	151,200	6,200		157,400	1,271,675	1,277,875
(10) 教 育	9,504,381	674,800	19,000	485,100	1,178,900	9,246,427	9,750,527
合 計	61,542,545	3,731,800	25,200	911,600	4,668,600	59,663,551	60,600,351

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年茅ヶ崎市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1中3の項を4の項とし、2の項を3の項とし、1の項を2の項とし、同表に1の項として次のように加える。

<p>1 市長</p>	<p>生活に困窮する外国人に対し生活保護法（昭和25年法律第144号に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収に関する事務であつて規則で定めるもの</p>
-------------	---

)の規定
給付金の
は徴収金

附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

令和5年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、生活に困窮する外国人に対し生活保護法の規定に準じて行う保護の決定及び実施等に関する事務において個人番号を利用することにより、対象者の利便性の向上と事務の効率化を図るため提案する。

茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例及び茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用
弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

(茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例の一部改正)

第1条 茅ヶ崎市職員特殊勤務手当条例（平成28年茅ヶ崎市条例第43号）の一部を次のように改正する。

附則第4項の前の見出し、同項及び第5項を削る。

(茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第2条 茅ヶ崎市会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年茅ヶ崎市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の改正を踏まえ、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事した職員に支給する感染症業務手当等の特例を廃止するため提案する。

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市市税条例（昭和25年茅ヶ崎市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第27条の2の見出し中「徴収方法」を「徴収方法等」に改め、同条中「によって」を「により」に改め、同条に次の2項を加える。

- 2 個人の県民税は、当該個人の市民税を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。
- 3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第28条の2第1項を次のように改める。

個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者（次の各号に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。）である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

(1) 支払期間が1月を超える期間により定められている給与のみの支払を受ける者

(2) 外国航路を航行する船舶に乗り組む船員で不定期に給与の支払を受ける者

第28条の2第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項及び第5項中「によって」を「により」に改める。

第28条の4第1項中「第5号の15様式又は」の次に「第5号の15の2様式若しくは」を加える。

第28条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第28条の7第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第28条の10において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合においては」を「に

より徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第28条の11第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第32条の2を次のように改める。

第32条の2 削除

第60条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第17条第4項及び附則第21条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

別表中「平成30年1月1日から令和5年9月30日まで」を「令和5年10月1日から令和10年9月30日まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第60条第1号エの改正規定及び附則第4項の規定（改正後の茅ヶ崎市市税条例（以下「新条例」という。）附則第21条第3項に係る部分を除く。）は令和5年7月1日から、別表の改正規定及び附則第3項の規定は同年10月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

- 2 新条例第28条の4、第28条の6及び第28条の11の規定は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 改正前の茅ヶ崎市市税条例別表特定非営利活動法人トムトムの項及び特定非営利活動法人まちづくりスポット茅ヶ崎の項の規定は、同表の改正規定の施行の日前にこれらの項に規定する特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 4 新条例第60条第1号エ及び附則第21条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第17条第4項の規定は、この条例の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

令和5年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方税法の改正に伴い、三輪以上の特定小型原動機付自転車に係る軽自動車の種別割の税率を引き下げるとともに、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林環境税の賦課徴収の方法を定める等のため提案する。

茅ヶ崎公園体験学習センター条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎公園体験学習センター条例（平成30年茅ヶ崎市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（センターの管理）

第3条 センターの管理は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

第18条を第23条とし、第17条を第22条とする。

第16条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第21条とし、第15条を第20条とする。

第14条ただし書中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第19条とする。

第13条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第18条とする。

第12条ただし書中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第17条とし、第11条を第16条とする。

第10条の見出しを「（利用料金の不還付）」に改め、同条中「使用料は」を「利用料金は」に改め、同条ただし書中「教育委員会が」を「指定管理者が」に、「教育委員会規則で定めるところにより、使用料」を「利用料金」に改め、同条を第15条とし、同条の前に次の2条を加える。

（利用料金）

第13条 利用者は、集会室等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額の範囲内において指定管理者が教育委員会の承認を受けて定める。

3 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（利用料金の減免）

第14条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金（カラオケ設備及びロッカーの利用に係るものを除く。）の全部又は一部を免除することができる。

第8条及び第9条を削る。

第7条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第1号中「第4条第2項各号」を「第9条第2項各号」に改め、同条第2号中「第4条第3項」を「第9条第3項」に改め、同条を第12条とする。

第6条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第11条とする。

第5条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第10条とする。

第4条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第9条とし、同条の前に次の5条を加える。

(指定管理者の指定の申請)

第4条 指定管理者の指定を受けようとする者は、申請書にセンターに係る事業計画書その他教育委員会規則で定める書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第5条 教育委員会は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当する者のうちから、センターの設置の目的を最も効果的に達成することができると思われる者を指定管理者として指定しなければならない。

(1) 事業計画によるセンターの管理が、市民の平等な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画書の内容が、センターの適切な管理及びその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画書に沿った管理を適正かつ確実に行うことができる人的能力及び物的能力を有するものであること。

(指定管理者の業務)

第6条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) センターの利用の承認に関する業務

(2) センターの施設及び附属設備の維持管理に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が定める業務

(休館日)

第7条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この号において「休日」という。)に当たるときはその翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは当該休日後の直近の休日以外の日とする。

(2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を受けて、臨時に休館日に開館し、又は臨時に休館日以外の日を開館しないこ

とができる。

(開館時間)

第8条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を受けて、臨時に開館時間を変更することができる。

別表中「(第8条関係)」を「(第9条、第13条関係)」に改め、別表の1の項中「施設使用料」を「施設利用料金」に改め、同項(1)中「基本使用料」を「基本利用料金」に改め、同項(2)中「営利目的等使用料」を「営利目的等利用料金」に、「の使用料」を「の利用料金」に、「基本使用料」を「基本利用料金」に改める。

別表の2の項中「附属設備使用料」を「附属設備利用料金」に改める。

別表の3の項中「ロッカー使用料」を「ロッカー利用料金」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 茅ヶ崎公園体験学習センターの指定管理者の指定その他指定管理者による茅ヶ崎公園体験学習センターの管理のために必要な行為は、改正後の茅ヶ崎公園体験学習センター条例(次項において「新条例」という。)の例により行うことができる。

3 この条例の施行前に改正前の茅ヶ崎公園体験学習センター条例の規定によりされた申請、処分その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、新条例の相当規定によりされた申請、処分その他の行為とみなす。

4 この条例の施行の日前に納付された使用料の還付については、なお従前の例による。

令和5年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、茅ヶ崎公園体験学習センターの管理を指定管理者に行わせることにより、施設の管理に係る専門性を高め、利用者の利便性の向上を図るため提案する。

茅ヶ崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市国民健康保険条例（昭和34年茅ヶ崎市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第1項中「令和4年度分」を「令和5年度分」に改める。

附則第7条第1項中「から令和5年3月31日までの間」を「以後」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の附則第6条第1項の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用し、令和4年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和5年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、東日本大震災により被害を受けた者に係る保険料の減免の特例措置の期間を延長するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者等に係る保険料の減免に関し対象となる保険料の納期限を改めるため提案する。

茅ヶ崎市火災予防条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市火災予防条例（平成4年茅ヶ崎市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号ア中「別表第3」を「別表第1」に改める。

第18条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第18条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第18条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第23条第1項中「をいう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第27条第1項第1号ア中「別表第3」を「別表第1」に改める。

第33条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第4に定めるものとしなければならない」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第33条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

第51条から第52条の2までの規定及び第67条中「別表第5」を「別表第2」に改める。

附則第4項中「第33条第3項及び第4項後段」を「第33条第2項後段」に改める。

別表第1及び別表第2を削り、別表第3を別表第1とし、別表第4を削り、別表第5を別表第2とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第18条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 第18条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の茅ヶ崎市火災予防条例（以下「新条例」という。）第18条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 新条例第33条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第33条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、同条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和5年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に鑑み、位置、構造及び管理の基準に係る急速充電設備の範囲を拡大する等のため提案する。

公平委員会委員の選任について

次の者を茅ヶ崎市公平委員会委員に選任したいので同意されたい。

令和5年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 (略)
氏 名 若 林 正 弘
生年月日 (略)

提案理由

本案は、公平委員会委員を選任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 (略)

若 林 正 弘
(略)

経 歴

(以下略)

参 考

地方公務員法抜粋

(人事委員会又は公平委員会の委員)

第九条の二 人事委員会又は公平委員会は、三人の委員をもつて組織する。

2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

(第3項から第9項まで省略)

10 委員の任期は、四年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(第11項以降省略)

公平委員会委員の選任について

次の者を茅ヶ崎市公平委員会委員に選任したいので同意されたい。

令和5年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 (略)
氏 名 金子 朋子
生年月日 (略)

提案理由

本案は、公平委員会委員を選任するため、地方公務員法第9条の2第2項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 (略)

金 子 朋 子
(略)

経 歴

(以下略)

農業委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和5年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 (略)
氏 名 朝 倉 直 芳
生年月日 (略)

提案理由

本案は、農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 (略)

朝 倉 直 芳
(略)

経 歴

(以下略)

参 考

農業委員会等に関する法律抜粋

(委員の任命)

第八条 委員は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、市町村長が、議会の同意を得て、任命する。

(第2項、第3項及び第4項省略)

5 市町村長は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、次の各号に掲げる者が委員の過半数を占めるようにしなければならない。ただし、その区域内における認定農業者（農業経営基盤強化促進法第十三条第一項に規定する認定農業者をいう。以下同じ。）が少ない場合その他の農林水産省令で定める場合は、この限りでない。

一 認定農業者である個人

二 認定農業者である法人の業務を執行する役員又は農林水産省令で定める使用人

6 前項に定めるもののほか、市町村長は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない。

7 市町村長は、第一項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(委員の任期)

第十条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。

3 委員は、再任されることができる。

農業委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和5年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 (略)
氏 名 石坂 豊治
生年月日 (略)

提案理由

本案は、農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 (略)

石 坂 豊 治
(略)

経 歴

(以下略)

農業委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和5年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 (略)
氏 名 今井英夫
生年月日 (略)

提案理由

本案は、農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 (略)

今 井 英 夫
(略)

経 歴

(以下略)

農業委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和5年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 (略)
氏 名 大 竹 孝 一
生年月日 (略)

提案理由

本案は、農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 (略)

大 竹 孝 一
(略)

経 歴

(以下略)

農業委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和5年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 (略)

氏 名 小 澤 昇

生年月日 (略)

提案理由

本案は、農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 (略)

小 澤 昇
(略)

経 歴

(以下略)

農業委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和5年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 (略)

氏 名 柿 澤 博

生年月日 (略)

提案理由

本案は、農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 (略)

柿 澤 博
(略)

経 歴

(以下略)

農業委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和5年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 (略)

氏 名 小 西 利 章

生年月日 (略)

提案理由

本案は、農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 (略)

小 西 利 章
(略)

経 歴

(以下略)

農業委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和5年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 (略)
氏 名 齋藤和子
生年月日 (略)

提案理由

本案は、農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 (略)

齋 藤 和 子
(略)

経 歴

(以下略)

農業委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和5年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 (略)
氏 名 杉 本 剛 昭
生年月日 (略)

提案理由

本案は、農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 (略)

杉 本 剛 昭

(略)

経 歴

(以下略)

農業委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和5年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 (略)

氏 名 野 中 清

生年月日 (略)

提案理由

本案は、農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案する。

經 歷 概 要

住 所 (略)

野 中 清
(略)

經 歷

(以下略)

農業委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和5年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 (略)
氏 名 原 田 勝 幸
生年月日 (略)

提案理由

本案は、農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 (略)

原 田 勝 幸
(略)

経 歴

(以下略)

農業委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和5年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 (略)
氏 名 廣瀬 正 実
生年月日 (略)

提案理由

本案は、農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 (略)

廣 瀬 正 実

(略)

経 歴

(以下略)

農業委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和5年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 (略)
氏 名 村 越 重 芳
生年月日 (略)

提案理由

本案は、農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 (略)

村 越 重 芳
(略)

経 歴

(以下略)

農業委員会委員の任命について

次の者を茅ヶ崎市農業委員会委員に任命したいので同意されたい。

令和5年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 (略)
氏 名 吉 田 恵 子
生年月日 (略)

提案理由

本案は、農業委員会委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 (略)

吉 田 恵 子
(略)

経 歴

(以下略)

監査委員の選任について

次の者を茅ヶ崎市監査委員に選任したいので同意されたい。

令和5年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

住 所 (略)
氏 名 伊藤 素 明
生年月日 (略)

提案理由

本案は、監査委員を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定により提案する。

経 歴 概 要

住 所 (略)

伊 藤 素 明
(略)

経 歴

(以下略)

参 考

地 方 自 治 法 抜 粋

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（議員である者を除く。以下この款において「識見を有する者」という。）及び議員のうちから、これを選任する。ただし、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができる。

（第2項以下省略）

第197条 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、議員のうちから選任される者にあつては議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和5年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- 1 契約の目的 道の駅整備事業建設工事
- 2 契約方法 随意契約（公募型プロポーザル方式）
- 3 契約金額 1,712,898,000円
- 4 竣工期限 令和7年3月31日
- 5 契約の相手方 大和リース・浅岡建設・大栄建設工業特定建設工事共同企業体

代表構成員

神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目6番1号

大和リース株式会社横浜支社

支社長 角一 吉昭

宮城県仙台市青葉区本町二丁目1番8号第一広瀬ビル9階

株式会社関・空間設計

代表取締役社長 木皿 泉

東京都豊島区駒込一丁目35番1号田村リリアンビル3階

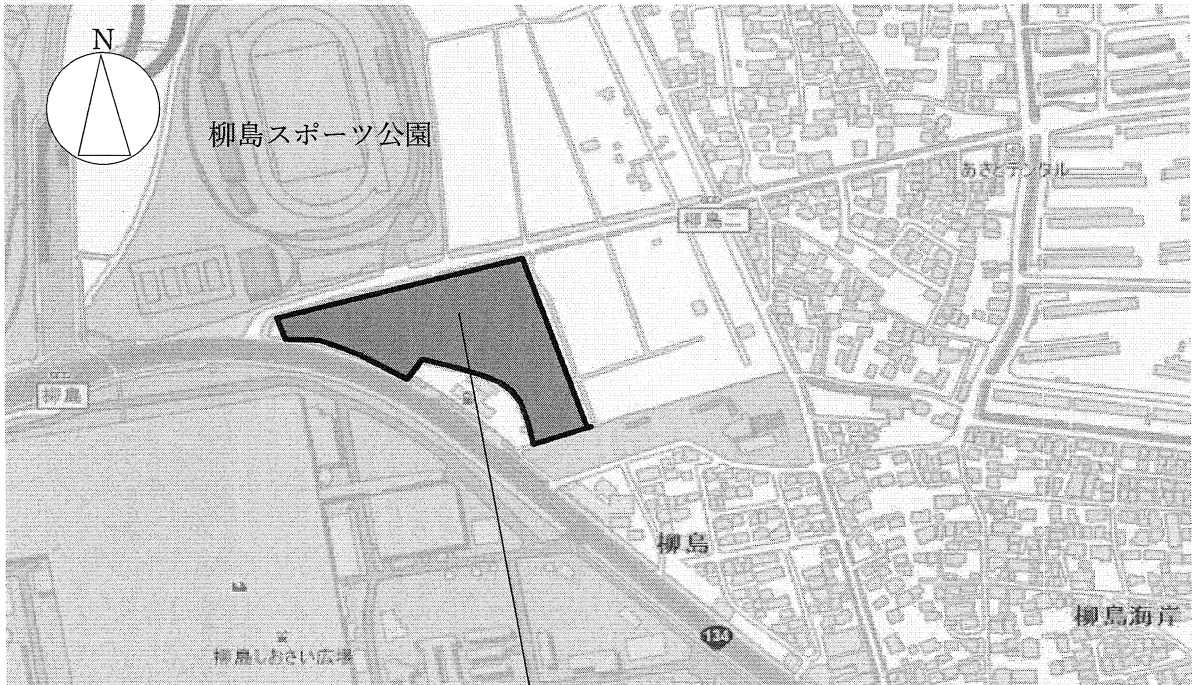
宏栄コンサルタント株式会社

代表取締役 伊藤 肇

提案理由

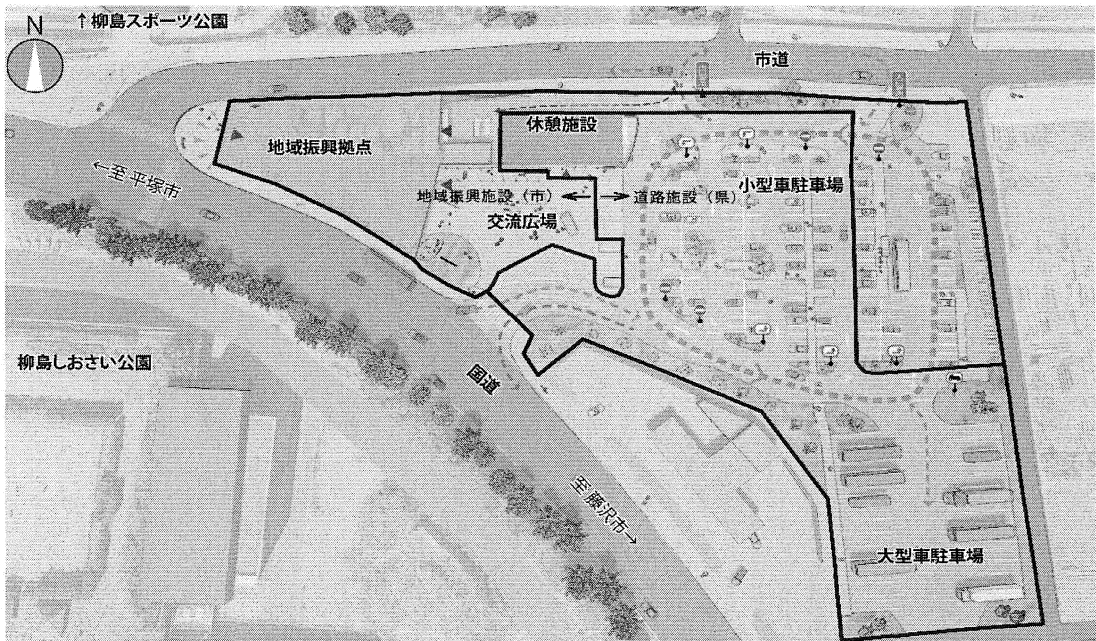
本案は、道の駅整備事業建設工事の工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案する。

工事名称：道の駅整備事業建設工事



工事場所：茅ヶ崎市柳島地内

案内図



配置図

工事名称			
道の駅整備事業建設工事			
施設概要			
道路施設			
駐車場等 (小型車 107 台 (内障がい者用 3 台)、大型車 28 台)			
休憩施設 (トイレ、ベビーコーナー、情報発信コーナー)			
地域振興施設			
駐車場等 (小型車 51 台 (内障がい者用 1 台、電気自動車用 1 台))、二輪車駐車場 40 台、 自転車駐車場 100 台)			
地域振興拠点 (トイレ、物産販売スペース、飲食・物品販売スペース、地域情報発信スペース、多目的スペース、自家発電室、備蓄倉庫、管理室、共用部)			
交流広場等 (交流広場、バス乗降スペース)			
建物概要			
構造	鉄骨造	階数	2階建て
敷地面積	15,510.4 m ²	建築面積	2,243.0 m ²
延床面積	1階	2階	計
道路施設	426.4 m ²	-	426.4 m ²
地域振興拠点	1,130.3 m ²	1,031.4 m ²	2,161.7 m ²
計	1,556.7 m ²	1,031.4 m ²	2,588.1 m ²

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和5年6月8日提出

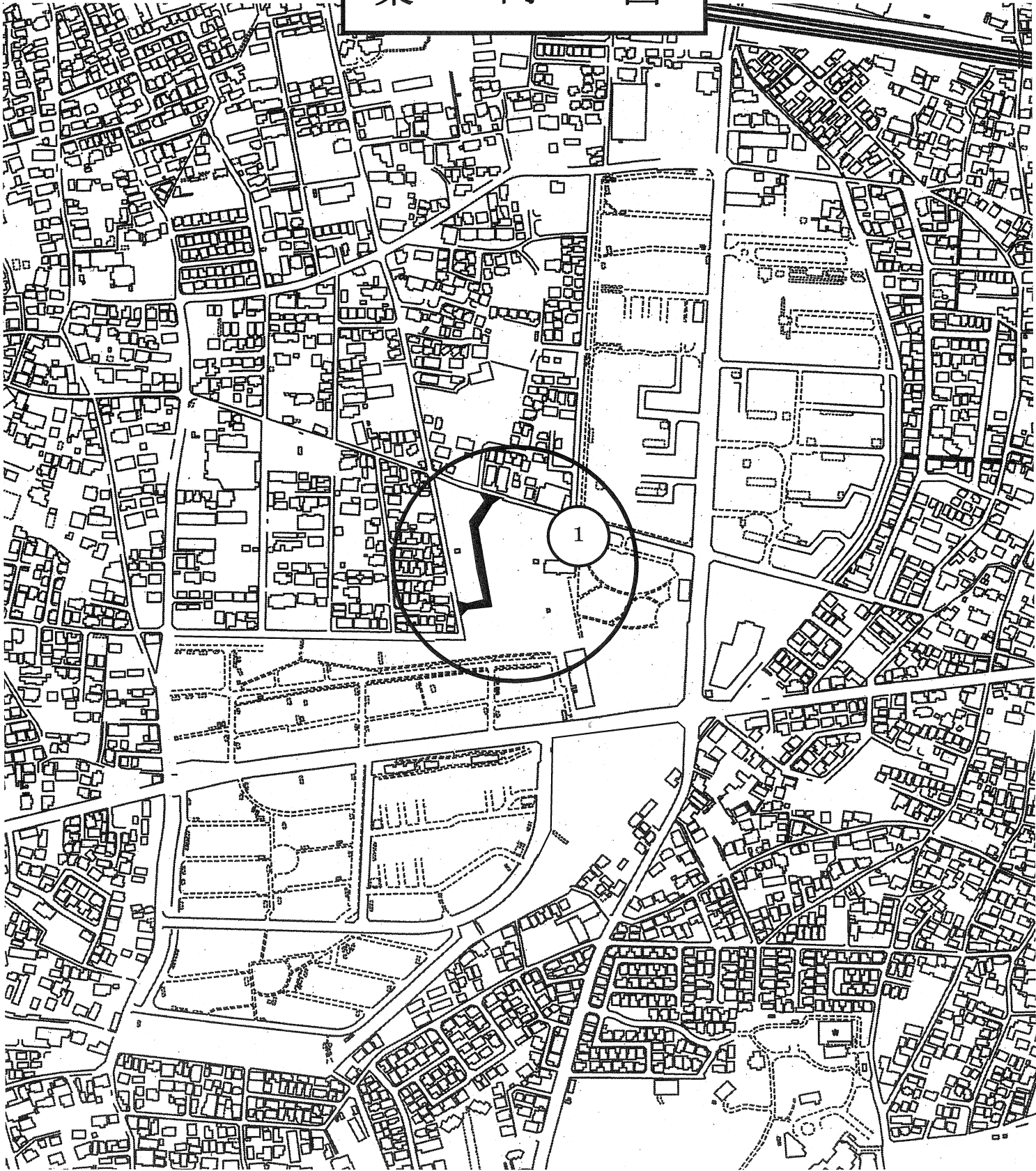
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
①	2719号線	浜 見 平 377番25地先	浜 見 平 534番2地先	m 119.31	m 6.00

提案理由

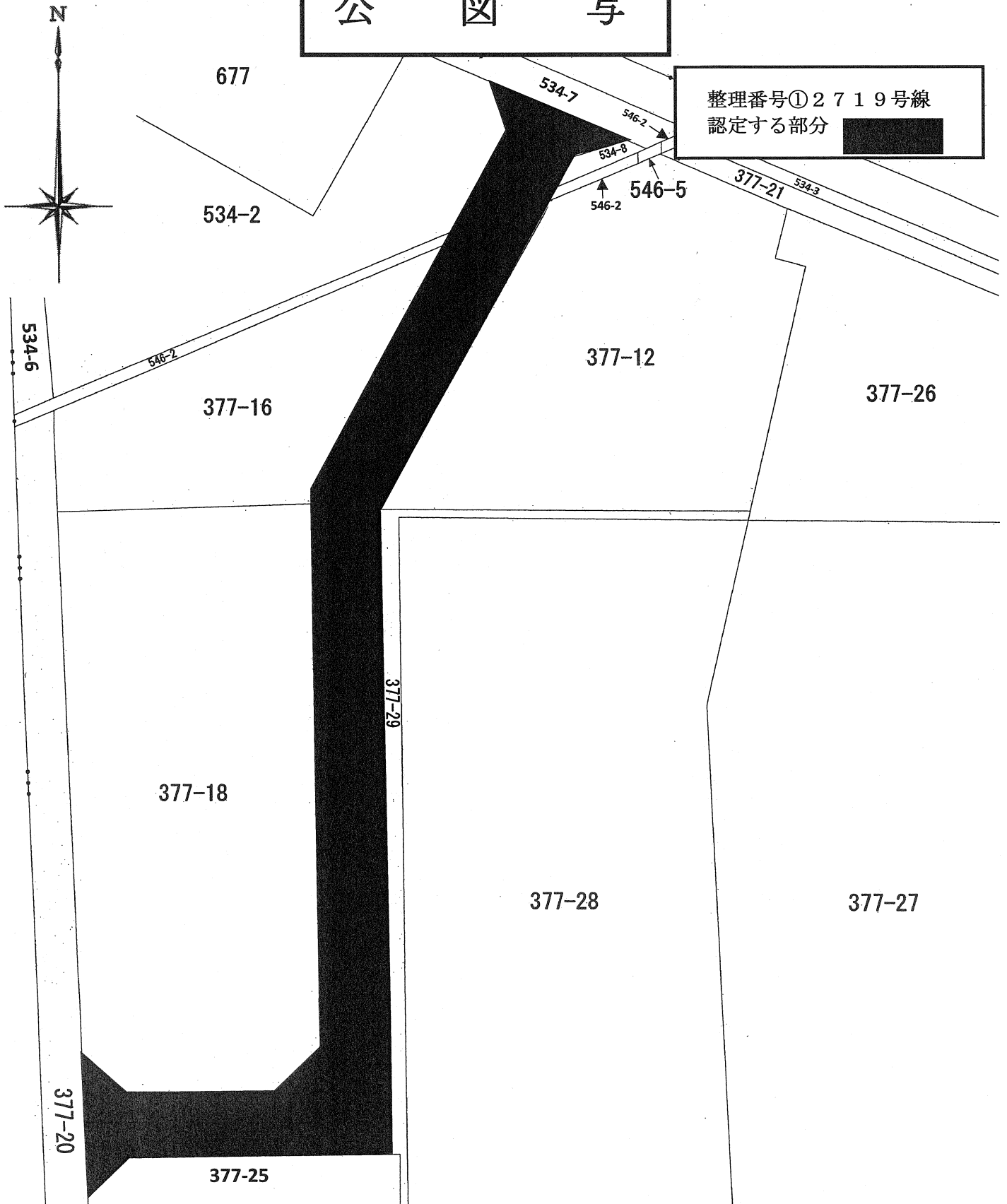
本案は、独立行政法人都市再生機構が築造し、令和5年1月18日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案内図



公 図 写

整理番号①2719号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和5年6月8日提出

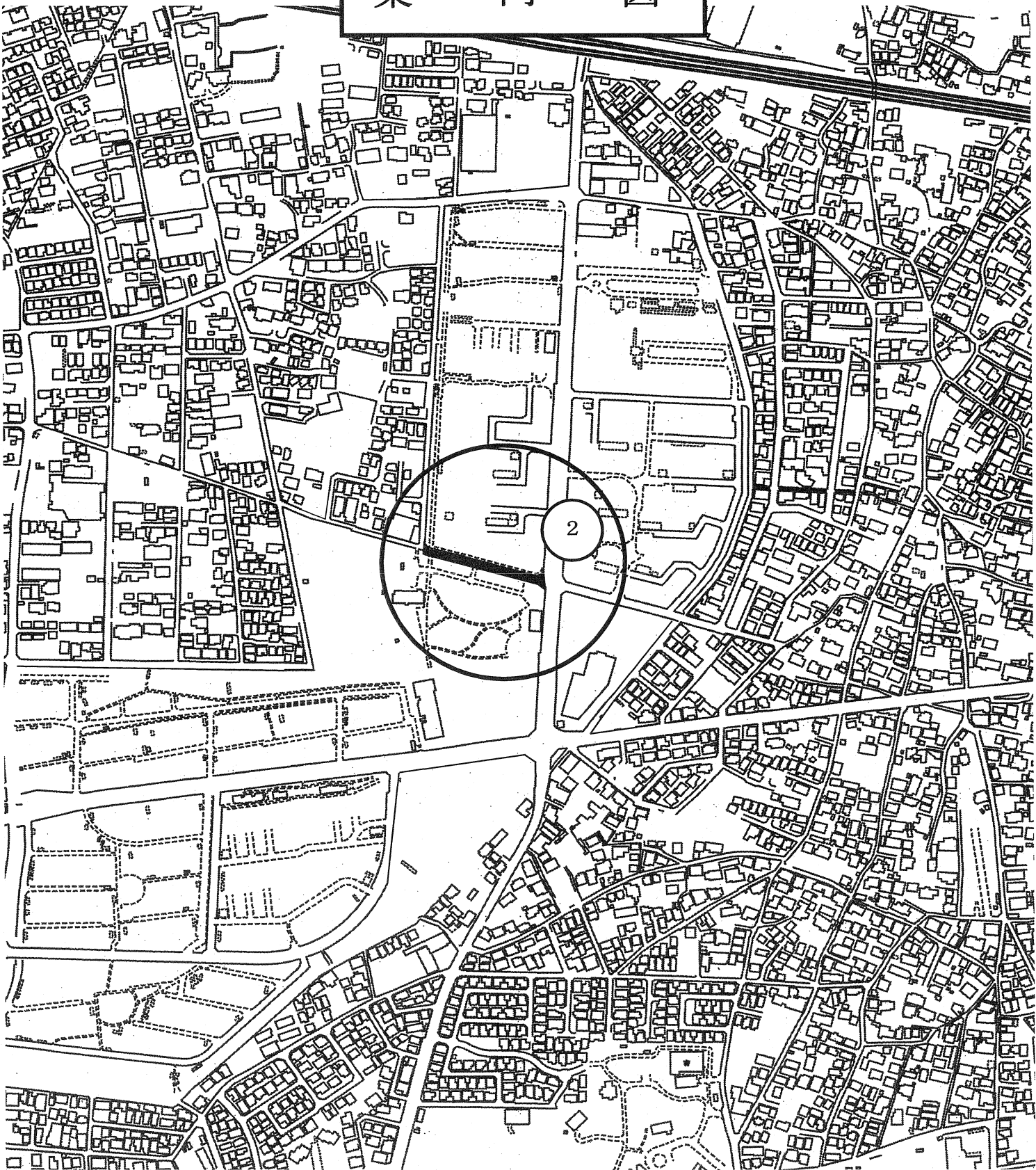
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
②	2720号線	浜 見 平 3 7 7 番 1 地 先	浜 見 平 3 7 7 番 2 6 地 先	m 108.20	m 6.00

提案理由

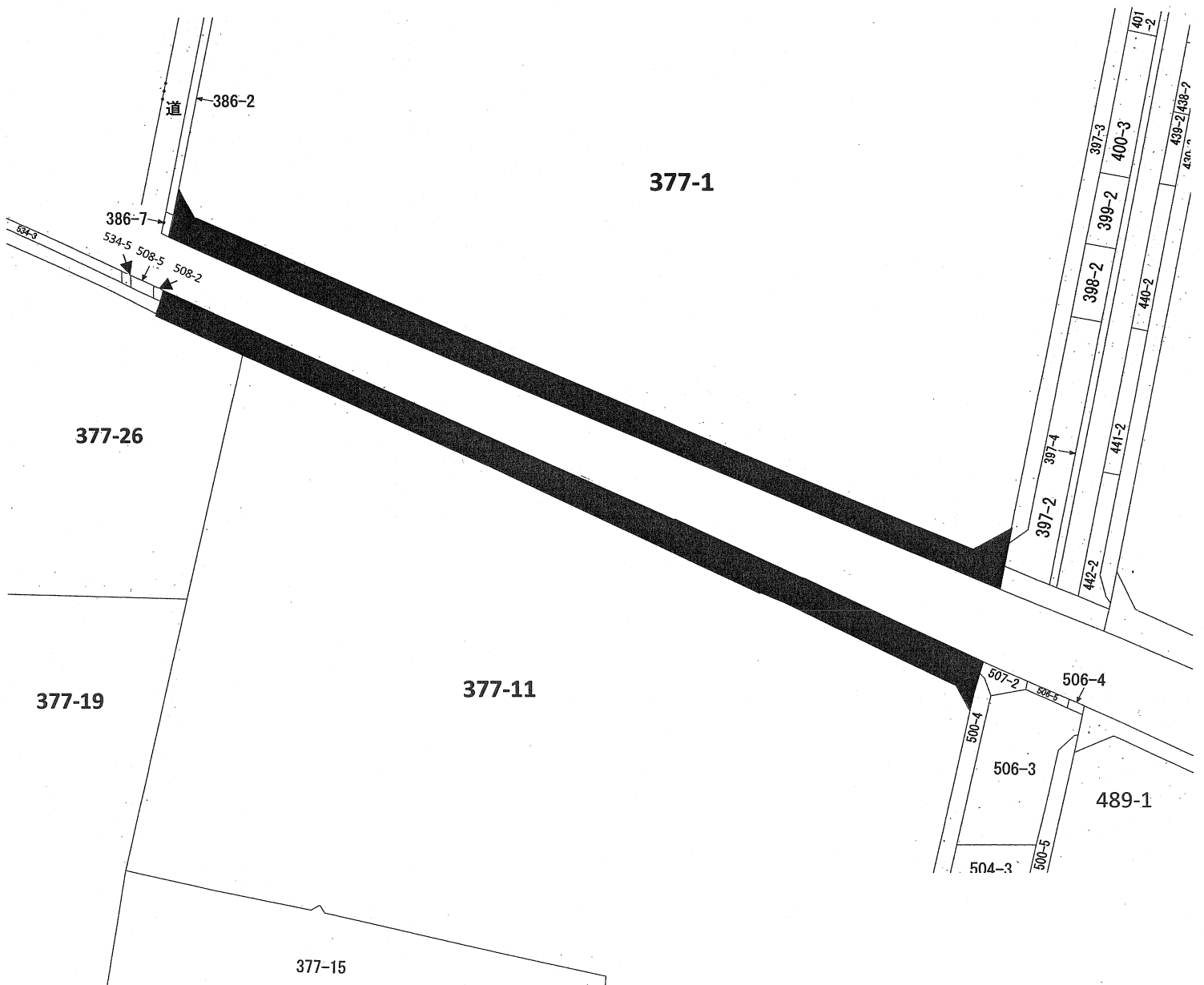
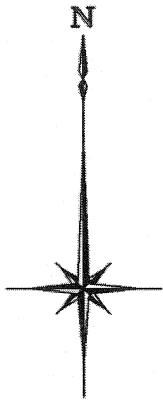
本案は、独立行政法人都市再生機構が築造し、令和5年4月4日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案内図



公 図 写

整理番号②2720号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和5年6月8日提出

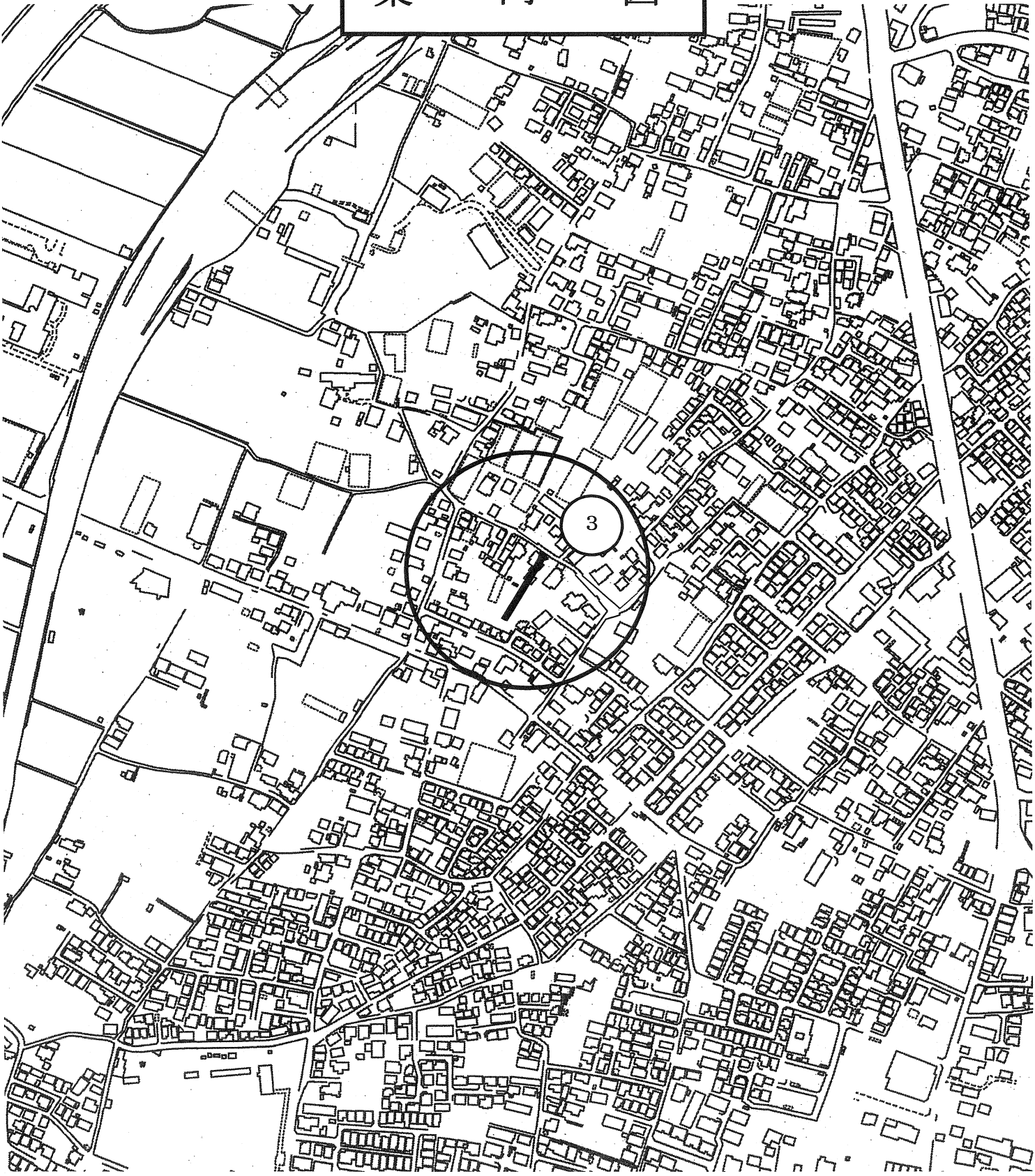
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
③	5799号線	西久保字大屋敷 628番6地先	西久保字大屋敷 605番11地先	m 73.62	m 6.02

提案理由

本案は、株式会社マッケンジーハウスが築造し、令和5年3月14日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案内図



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和5年6月8日提出

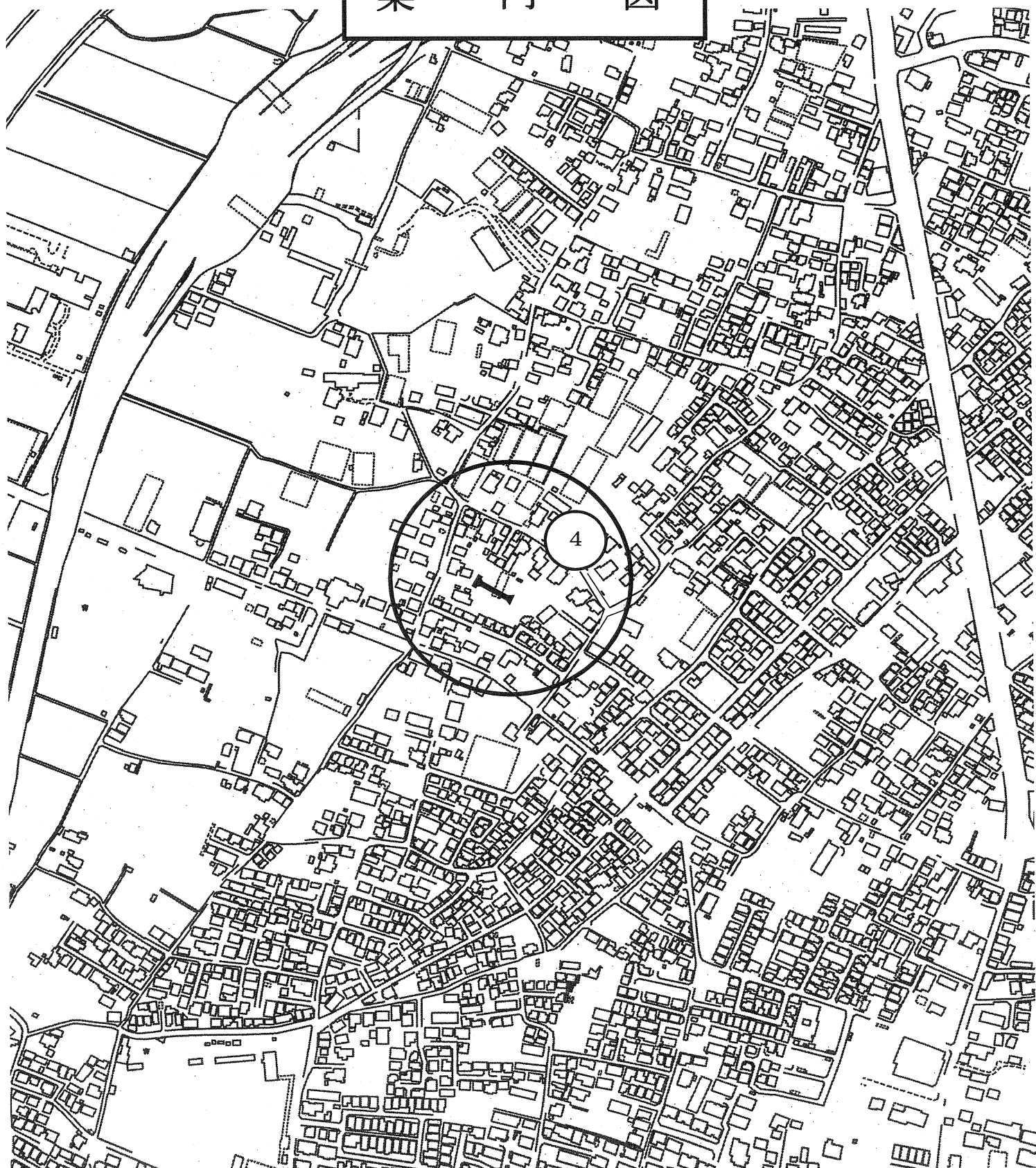
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
④	5800号線	西久保字大屋敷 629番2地先	西久保字大屋敷 605番2地先	m 39.39	4.51 m ~ 4.52

提案理由

本案は、株式会社マッケンジーハウスが築造し、令和5年3月14日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案内図



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和5年6月8日提出

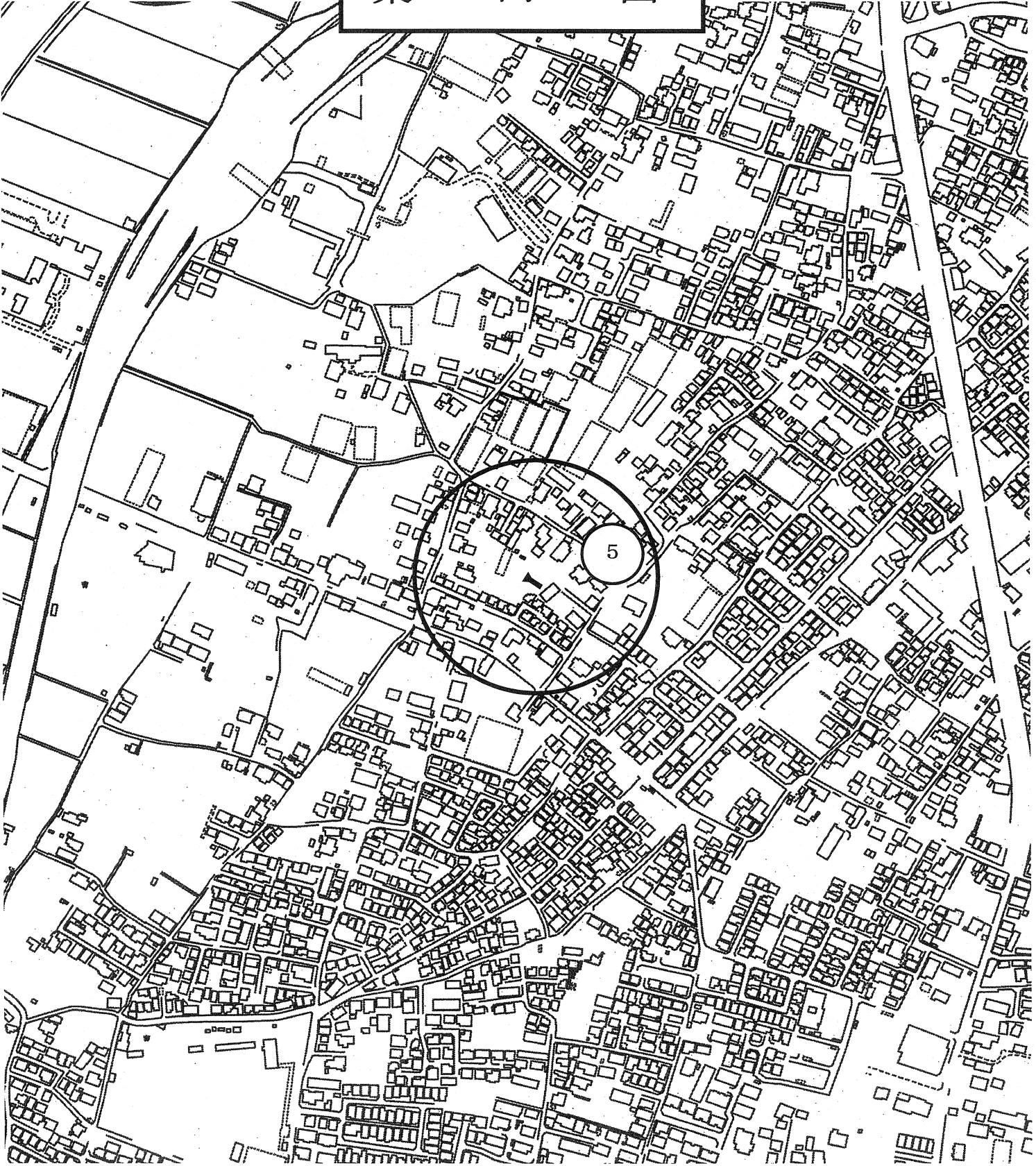
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
⑤	5801号線	西久保字大屋敷 605番13地先	西久保字大屋敷 605番17地先	m 15.25	4.51 m ~ 4.52

提案理由

本案は、株式会社マッケンジーハウスが築造し、令和5年3月14日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案内図



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和5年6月8日提出

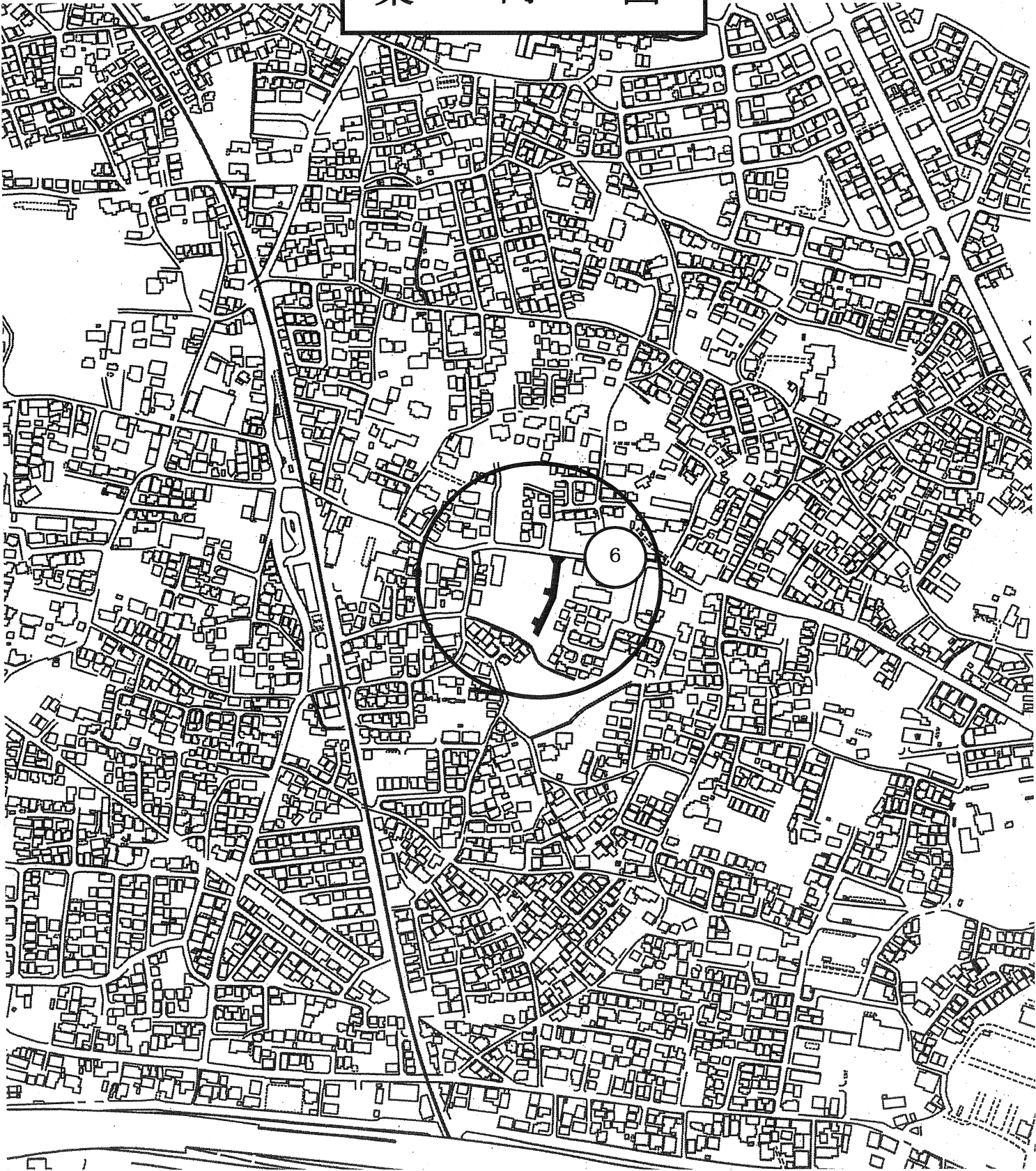
茅ヶ崎市長 佐藤 光

整理 番号	路線名	起 点	終 点	延 長	幅 員
⑥	7718号線	香 川 三 丁 目 6 2 8 番 1 地 先	香 川 三 丁 目 6 2 7 番 3 地 先	m 80.34	4.50 m ~ 5.25

提案理由

本案は、株式会社マーケットトラストが築造し、令和5年4月12日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第8条第2項の規定により提案する。

案内図



茅ヶ崎市土地開発公社の経営状況について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、茅ヶ崎市土地開発公社の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和5年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団の経営状況について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、公益財団法人茅ヶ崎市文化・スポーツ振興財団の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和5年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

土地信託の事務処理状況について

地方自治法第243条の3第3項の規定により、土地信託の事務処理状況を別冊のとおり報告する。

令和5年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和4年度茅ヶ崎市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書について

令和4年度茅ヶ崎市一般会計予算の繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和5年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和4年度茅ヶ崎市

(一般会計)

款	項	事業名 (目)	金額	翌年度繰越額
			円	円
2 総務費	1 総務管理費	車両管理経費	148,000	148,000
		情報化推進経費	125,819,000	125,819,000
		行政改革推進経費	83,974,000	83,974,000
		組織改正関連経費	48,701,000	40,667,462
		美術館管理運営事業	1,447,000	1,446,390
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳管理経費	7,321,000	7,304,000
3 民生費	1 社会福祉費	萩園いこいの里管理経費	7,425,000	4,325,000
		体育館管理経費	6,441,000	6,441,000
	2 児童福祉費	民間保育所運営補助事業	360,000	360,000
		新型コロナウイルス感染症対策事業 (児童保育費)	30,026,000	25,021,000
4 衛生費	1 保健衛生費	職員給与費	11,025,000	11,025,000
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	504,247,000	504,247,000
		新型コロナウイルス感染症対策事業 (母子衛生費)	606,000	606,000
	2 清掃費	粗大ごみ処理施設整備事業	4,873,000	4,873,000

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳					
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円
					148,000
	66,033,000				59,786,000
	41,987,000				41,987,000
					40,667,462
					1,446,390
	7,304,000				
			3,400,000		925,000
					6,441,000
	360,000				
					25,021,000
	11,025,000				
	504,247,000				
	570,000				36,000
4,127,431				745,569	

令和4年度茅ヶ崎市

(一般会計)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額
			円	円
5 労働費	1 労働諸費	勤労市民会館管理運営経費	4,517,000	4,516,380
7 商工費	1 商工費	観光総務管理経費	2,706,000	2,706,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	香川甘沼線道路改良事業	36,860,000	36,860,000
		市道7449号線道路改良事業	6,631,000	6,630,366
		高田萩園線道路改良事業	78,668,000	78,668,000
		市道0109号線歩道設置事業	34,731,000	34,731,000
		市道0110号線歩道設置事業	1,653,000	1,569,000
		行谷芹沢線道路改良事業	45,159,000	42,548,000
		道路照明灯等関係経費	44,770,000	44,770,000
		橋りょう等長寿命化推進事業	49,610,000	49,610,000
		浜園橋橋りょう整備事業	2,855,000	2,855,000
	3 河川費	河川維持管理経費	39,556,000	39,556,000
		千ノ川整備事業	93,386,000	93,386,000
		駒寄川整備事業	5,200,000	4,263,770

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳					
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円
					4,516,380
					2,706,000
	13,752,000		20,700,000		2,408,000
			5,900,000		730,366
	27,365,000		46,000,000		5,303,000
	9,345,000		22,800,000		2,586,000
	288,000		1,000,000		281,000
			42,500,000		48,000
			36,100,000		8,670,000
	14,534,000		35,000,000		76,000
					2,855,000
			36,000,000		3,556,000
			69,300,000		24,086,000
			3,100,000		1,163,770

令和4年度茅ヶ崎市

(一般会計)

款	項	事業名 (目)	金額	翌年度繰越額
			円	円
8 土木費	4 都市計画費	公園緑地等管理運営経費	13,838,000	13,838,000
9 消防費	1 消防費	消防通信業務管理経費	3,344,000	3,344,000
		消防車両維持管理経費	1,711,000	1,710,500
		消防車両整備事業	122,894,000	122,893,380
10 教育費	2 小学校費	学校施設整備事業	89,255,000	89,255,000
		新型コロナウイルス感染症 対策事業 (学校管理費)	31,500,000	31,500,000
		特別支援学級関係経費	23,049,000	23,049,000
	3 中学校費	施設設備補修費	764,000	763,510
		学校施設整備事業	486,900,000	486,900,000
		新型コロナウイルス感染症 対策事業 (学校管理費)	18,900,000	18,900,000
		特別支援学級関係経費	40,257,000	40,257,000
	4 学校給食費	中学校給食施設整備事業	36,610,000	36,610,000
	5 社会教育費	青少年広場整備事業	10,629,000	8,390,000

繰越明許費繰越計算書

左 の 財 源 内 訳					
既 収 入 特 定 財 源	未 収 入 特 定 財 源				一 般 財 源
	国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
円	円	円	円	円	円
			12,400,000		1,438,000
			3,100,000		244,000
				176,233	1,534,267
	14,298,000		89,200,000		19,395,380
	23,345,000		64,900,000		1,010,000
	31,500,000				
	9,684,000		9,400,000		3,965,000
					763,510
	92,730,000		393,100,000		1,070,000
	18,900,000				
	18,072,000		17,700,000		4,485,000
					36,610,000
					8,390,000

令和4年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計予算の繰越計算書について

令和4年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計予算の繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

令和5年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和4年度茅ヶ崎市公共下

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
			円	円	円
		雨水施設整備事業	1,609,700,000	243,831,258	1,338,348,000
1 資本的支出	1 建設改良費	汚水施設整備事業	260,339,000	100,285,077	49,068,000
		地震対策事業	45,474,000		45,474,000

水道事業会計予算繰越計算書

左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越たなごし購入	繰越額を要する資産の限度額	説明
国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金	その他				
円 284,588,000	円 1,022,008,000	円	円 31,752,000	円 27,520,742			事業者との協議に時間を要したことや、国の令和4年度第2次補正予算による国庫補助金を活用し、事業を実施することとしたが、年度内の完了が見込めないため繰越するものです。
	42,061,000	7,007,000		110,985,923			事業者との協議に時間を要したことや、国の令和4年度第2次補正予算による国庫補助金を活用し、事業を実施することとしたが、年度内の完了が見込めないため繰越するものです。
15,943,000	29,531,000						国の令和4年度第2次補正予算による国庫補助金を活用し、事業を実施することとしたが、年度内の完了が見込めないため繰越するものです。

令和4年度茅ヶ崎市病院事業会計予算の継続費繰越計算書について

令和4年度茅ヶ崎市病院事業会計予算の継続費繰越計算書を地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により報告する。

令和5年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和4年度茅ヶ崎市病院

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額				
				予算計上額	前年度 繰越額	計		
1	資本的 支出	1	建設改 良費	市立病院本館改 修事業(その 2)	円	円	円	円
			501,886,000	446,012,000			446,012,000	

事業会計継続費繰越計算書

支払義務発生 (見込)額	残額	翌年度 繰越繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額に 係る繰越を要す るたな卸資産の 購入限度額
			国県補助金	企業債	損益勘定 留保資金	
円	円	円	円	円	円	円
303,661,000	142,351,000	142,351,000	0	142,300,000	51,000	

令和4年度茅ヶ崎市病院事業会計予算の繰越計算書について

令和4年度茅ヶ崎市病院事業会計予算の繰越計算書を地方公営企業法第26条第3項の規定により報告する。

令和5年6月8日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和4年度茅ヶ崎市病院

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
			円	円	円
		市立病院本館改修事業(その2)	21,496,000	5,900,000	15,596,000
			円	円	円
		無停電電源装置及び直流電源装置更新事業	143,781,000	56,100,000	87,681,000
1 資本的支出	1 建設改良費		円	円	円
		放射線治療機器購入	599,500,000	0	599,500,000
			円	円	円
		手術支援ロボット購入	224,786,000	193,328,223	31,457,777

事業会計予算繰越計算書

左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
国庫補助金	企業債	損益勘定留保資金	その他			
円 0	円 15,500,000	円 96,000	円 0	円 0	円	市立病院本館改修（その2）工事の監理業務委託の経費であり、今回の改修工事が全て完了した時点で一括して支払うため、繰越するものです。
円 0	円 87,600,000	円 81,000	円 0	円 0	円	世界的な半導体不足の影響及び新型コロナウイルス感染症の影響による物流の混乱により年度内の完了が見込めないため、繰越するものです。
円 0	円 598,400,000	円 1,100,000	円 0	円 0	円	世界的な半導体不足の影響及び新型コロナウイルス感染症の影響による物流の混乱により年度内の完了が見込めないため、繰越するものです。
円 0	円 31,400,000	円 57,777	円 0	円 0	円	世界的な半導体不足の影響及び新型コロナウイルス感染症の影響による物流の混乱により年度内の完了が見込めないため、繰越するものです。